

8. 小学生以上の子どものサポート

part1
お考えの方へ
妊娠・出産を

小・中学校の新入学

小・中学校の「入学通知書」は1月下旬に教育委員会から保護者あてに送付します。

2月中旬までに「入学通知書」が届かない場合は、教育委員会教育支援課、または住所地の区役所（市民課）、出張所（市民係）にお問合せください。

なお、国立・県立・私立学校に入学する場合は、入学する学校の合格通知書等（写し可）を持参（または郵送）のうえ、住所地の区役所（市民課）、出張所（市民係）に申し出てください。

市ホームページでもご案内しています。

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



市HP



教育委員会 教育支援課……………TEL092-711-4693
または各区役所（出張所）市民課（係）……………145 ページ

学用品費などの援助（就学援助）

お子さんが国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費（市立小中学校のみ）や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方を支援する制度です。

対象となる方

- ・市・県民税が非課税または減免の適用を受けている
- ・国民年金または国民健康保険の保険料の全額減免を受けている
- ・ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている
- ・市民税所得割額と県民税所得割額の合算が本市で定める基準額以下である

上記の他にも対象となる場合があります。

必要な手続き

お子さんが通っている学校（市立小中学校のみ）又は教育委員会教育支援課（福岡市役所11階）へ必要書類を提出してください。

市ホームページでもご案内しています。



市HP



お問い合わせ先
お子さんが通っている小中学校
または教育委員会教育支援課…………… TEL092-711-4693

あなたにぴったりの情報をお届けする

福岡サポート
FUKUOKA CITY PORTAL SITE

- 行政サービスの利用案内がプッシュ型で届く
- スマホで本が借りられる
- お住まいの区役所の混雑状況がわかる

登録はこちら

part1
お考えの方へ
妊娠・出産を

子ども見守りサービス(オッタバイ)

part2
できた
赤ちゃんが

小学生を対象に位置情報を記録できる見守り端末を希望者へ無料で配付しています。

見守り端末を持ち歩くことで、学校や公民館、店舗、電柱等に設置した市内3,000か所以上の見守りポイントを通じた日時と場所が記録され、行方不明の際は警察の捜索に位置情報履歴を手がかりとして活用できます。

part3
生まれたら
赤ちゃんが

利用申込は年間を通して受け付けています。

対象となる児童

市内に住むか通学する小学生

part4
預けた
子どもを

見守り端末のお届け方法

申込み完了から約2週間後にご自宅に配送します。

ただし、新学期の時期は、通学する学校を通して配付することがあります。

part5
交流したい
お出かけしたい

選択プランと費用

選択したプランによって、提供サービスとその費用が分かれています。

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

見守り端末



ランドセルや自宅の鍵など登下校を含めた外出時の持ち物と一緒に携帯してください。



| | 行政プラン | まちなかプラン |
|----------|-------|----------|
| 初期費用(※) | 無料 | 無料 |
| 月額料金 | 無料 | 528円(税込) |
| 位置情報の提供先 | 警察 | 警察 + 保護者 |

(※) 初期費用は初回に限り無料です。

必要な手続き

ホームページの専用申込フォームからお申込みください。



市HP



市民局 防犯・交通安全課……………TEL092-711-4054

放課後児童クラブ事業

保護者が就労等のため、放課後に児童が帰宅しても保護者が不在である家庭の児童を対象として、小学校内に「放課後児童クラブ」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行っています。

対象となる児童

福岡市に居住し小学校に在学している児童、または福岡市立小学校に在学している児童

必要な手続き

各放課後児童クラブに直接申込（保護者の就労証明書などが必要）

設置場所

市内146小学校区のうち141か所の小学校内に設置

開設日及び開設時間

月～金曜 放課後（長期休業中は午前8時）～午後7時まで

土曜 午前8時～午後6時まで

（日曜・祝日、8/13～15、12/29～1/3は開設していません。）

利用料(月額)

| 利用区分 | 利用時間帯 | 利用料(月額) | 会費(月額) |
|----------|---|---------|---|
| 基本時間帯 | 放課後から午後5時まで (夏休みなどの長期休業期間中は 午前8時から午後5時まで) | 3,000円 | おやつ代等 の実費 (金額は各児童クラブ によって異なります。) |
| 1時間延長時間帯 | 午後5時から午後6時まで | +1,000円 | |
| 2時間延長時間帯 | 午後5時から午後7時まで | +2,000円 | |
| 土曜日 | 午前8時から午後6時まで | +2,000円 | |

※就学援助（124ページ）を受けている方などには利用料の減免制度があります。



市HP



教育委員会 放課後こども育成課……………TEL092-711-4662



わいわい広場

子ども達が使い慣れた小学校の施設を活用し、大人の見守りのもと、放課後、一旦家に帰ることなく、校庭等で自由に安心して、遊びや活動ができる場を提供します。

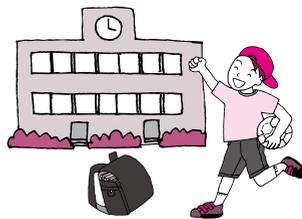
対象となる児童

実施校の1～6年生のうち希望者 ※事前に参加登録が必要です。

| 区 | 実施校区（令和6年4月現在） | 校数 |
|-----|---|------|
| 東区 | 馬出、菅松、多々良、箱崎、香椎、名島、香住丘、和白、千早、城浜、若宮、西戸崎、八田、和白東、香椎東、青葉、奈多、香椎浜、香椎下原、千早西、香陵、松島、三苫、照葉、照葉北、舞松原、美和台、東箱崎、照葉はばたき | 29校 |
| 博多区 | 住吉、堅粕、吉塚、東住吉、席田、月隈、春住、板付、那珂、那珂南、東光、東吉塚、板付北、東月隈、三筑、弥生、千代、博多 | 18校 |
| 中央区 | 当仁、警固、春吉、草ヶ江、平尾、高宮、赤坂、南当仁、笹丘、小笹、福浜、舞鶴 | 12校 |
| 南区 | 三宅、花畑、玉川、日佐、宮竹、大楠、若久、老司、長住、筑紫丘、弥永、西花畑、東花畑、長丘、西長住、弥永西、東若久、鶴田、野多目、高木、大池、塩原、柏原、横手、西高宮 | 25校 |
| 城南区 | 長尾、鳥飼、別府、七隈、堤、城南、片江、南片江、田島、堤丘、金山 | 11校 |
| 早良区 | 西新、原、高取、百道、田隈、室見、原西、原北、飯倉、賀茂、内野、入部、有田、野芥、大原、四箇田、飯原、有住、早良、田村、飯倉中央、小田部、百道浜、脇山 | 24校 |
| 西区 | 姪浜、壹岐、今宿、今津、内浜、金武、周船寺、下山門、壹岐南、西陵、壹岐東、石丸、愛宕、福重、城原、玄洋、愛宕浜、能古、西都北、姪北、西都、北崎、元岡 | 23校 |
| | 合計 | 142校 |

開催日

週3回程度（曜日は各実施校で異なります）
放課後～午後4時45分まで
（冬季は午後4時30分まで）



参加費

無料

※わいわい広場は、自分の責任で自由に楽しく遊ぶ場です。ケガや事故が発生した場合、その対処は原則として参加児童（保護者）の自己責任となります。

※そのため、万一のけが等に備える傷害保険への加入をお薦めしています（保険料は保護者負担）



教育委員会 放課後こども育成課……………TEL092-711-4236

地域子ども育成事業



研修講師派遣事業

地域団体が、地域全体で子どもを見守り育む意識の向上や子どもの育成活動の活性化を図る目的で開催する研修会などに講師を派遣します。

対象となる方

地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

派遣分野（例）

家庭教育、子どもの権利、スポーツ・レクリエーション、文化活動、人材育成、安全・安心、社会的課題 ほか

遊びの達人派遣事業

年齢の異なる子ども同士の仲間づくり、大人と子どものふれあいの場づくりを推進するために遊びの達人を派遣します。

対象となる方

地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

派遣分野（例）

レクリエーション、野外活動・キャンプ、スポーツ・ニュースポーツ、自然体験活動、伝承遊び、工作全般 など

子どもの夢応援事業

子どもが自分たちで企画・実施するなど、主体的に関わるユニークで夢のある行事や活動を支援するため、活動経費の一部を助成します。

対象となる方

小・中・高校生を中心とした子どもの団体

地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体

行事や活動（例）

キャンプ、まつり、実験教室、演劇上演 など



こども未来局 こども健全育成課……………TEL092-711-4188

part1
妊娠・出産を
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



子ども習い事応援事業

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、習い事にかかる費用を助成します。
※WEBが利用できない場合はカード型クーポンを交付します。

対象となる方

生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等（※）のうち、小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者
※ひとり親家庭等医療費助成制度対象者も含む

クーポン交付額（助成額）

子ども一人あたり年額12万円分（毎年4月1日に交付、有効期間は年度末まで）
※年度の途中で対象になった場合は年額12万円を月割りした額。
※申込完了した日から利用できます。
※有効期間内に対象者の要件を満たさなくなった場合は、それ以降クーポンの利用はできません。

クーポンが利用できる教室等の種類

- 文化教室（例：音楽、美術、書写、そろばん、パソコン、プログラミング 等）
 - スポーツ教室（例：水泳、体操、野球、サッカー、テニス、武道、ダンス 等）
 - 学習塾等（例：学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾 等）
- ただし、本事業に事前登録している教室等のみ利用可能。

対象となる経費

- ①初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）
 - ②月謝、受講料
 - ③試験料、学力テスト料等
 - ④通信費用
 - ⑤道具、教材、教具代
 - ⑥ユニフォーム、制服代
 - ⑦その他、福岡市が必要と認めるもの
- ※レッスンや授業を受けるために登録教室等に支払うものに限り対象とする。

必要な手続き

対象となる方には福岡市から案内文をお送りします。文書が届きましたら、その内容に沿って申請のお手続きをお願いします。

事業内容やよくあるお問い合わせは専用サイトでもご案内しています



福岡市子ども習い事応援事業運営事務局

TEL：092-406-3108 FAX：092-451-0550

営業時間：月曜～土曜 9:00～18:00（日曜祝日、12/29～1/3 休み）

part1 妊娠・出産を
お考えの方へ

part2 赤ちゃんが
できたら

part3 赤ちゃんが
生まれたら

part4 子どもの
預けたい

part5 お出かけしたい
交流したい

part6 障がいのある
子どものサポート

part7 ひとり親家庭の
サポート

part8 小学以上の
子どものサポート

part9 相談窓口

高校生等への修学支援制度(就学支援金制度等)

part1
妊娠・出産を
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）

対象となる方

- ①国公立の高等学校などに在学していること
- ②保護者等の年収目安（※）が約910万円未満であること
※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

私立高校等の学校納付金軽減

対象となる方

- ①生活保護又は児童扶養手当（一定額以上）を受給している
- ②保護者等の国民年金保険料が全額免除されている
- ③保護者等の所得税又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である 等々

高校生等奨学給付金制度（平成26年4月以降入学者が対象）

対象となる方

- ①保護者等が福岡県内に住所を有すること
※保護者等が県外に在住の場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- ②保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ③国公立高等学校などに在学していること（特別支援学校の高等部は含まれません）
- ④高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること

必要な手続き

お子さんが通っている学校へ必要書類を提出します。



市HP



詳しくはお子さんを通っている学校にお問い合わせください。

修学資金貸付・奨学金制度

お子さんが、高校、専門学校、大学などに進学する際に、必要な資金を貸し付けます。

| 機関・制度名 | 問合先 |
|--|--|
| 福岡市母子父子寡婦福祉資金 ※他機関・制度の貸付金等との併用はできません。 | 各区子育て支援課「家庭児童相談室」⇒P.136 詳しいご案内は120ページをご覧ください。 |
| (公財) 福岡市教育振興会 | TEL092-721-1709 |
| (公財) 福岡県教育文化奨学財団 | TEL092-641-7326 |
| (独) 日本学生支援機構 | ①奨学金の申込について 詳細は在学する学校へお問い合わせください。 ②奨学金の貸付・給付及び返還について 奨学金相談センター TEL0570-666-301(ナビダイヤル・全国共通) 受付時間 平日9:00~20:00 ※手続きのスケジュールや個別の提出資料についての相談窓口は、在学する学校です。 |
| 日本政策金融公庫(国民生活事業)の「国の教育ローン」 | 教育ローンコールセンター TEL0570-008656(ナビダイヤル) 加入されている電話でナビダイヤルをご利用いただけない場合には 03-5321-8656におかけください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html |
| 生活福祉資金貸付制度 ※他制度が優先です ※まずは、お電話ください | 生活福祉資金受付センター (福岡市社会福祉協議会生活福祉課) 中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 受付時間 月~金9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) TEL092-791-5708 |

各機関・制度によって、対象者の要件や募集時期、貸与額などが異なりますので、詳しくは、各問い合わせ先へご確認ください。



市HP

若者の居場所づくり

若者（主に中高生）が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる若者の居場所づくりに取り組んでいます。さらに、地域で居場所づくりに取り組む団体に対しても支援を行っています。

地域の居場所

地域において、ボランティア団体等により運営されている中高生を中心とした若者の居場所をホームページで紹介しています。のんびりと過ごせる場が欲しい、誰かとおしゃべりしたい、悩みを相談したい、友達が欲しい・・・こんな時は行ってみよう。



地域の居場所の様子



市HP



こども未来局 こども健全育成課……………TEL092-711-4188

若者のフリースペースhub⇒P.140

ユースサポートhub（市若者総合相談センター）の横に、若者たちが安心して過ごせる居場所を開設しています。